

第5回歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会議事次第

日 時 15年9月9日(火) 15:58~17:25

場 所 内閣府3階特別会議室

- 1.開 会
- 2.中間取りまとめについて
- 3.平成16年度予算概算要求について
- 4.諸外国における公文書館の実態調査について
- 5.閉 会

高山座長 それでは、定刻にはまだちょっと時間がございますが、お集まりのようでございますので、第5回の研究会を始めさせていただきたいと思っております。今日は、特に暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

お陰様で、委員の皆様方に過去4回にわたって大変御努力をいただきました本研究会、これは既にウェブ上に出してございますので御存じの方もいらっしゃると思いますが、去る7月28日にこちらにいらっしゃいます江利川官房長、それから菊池国立公文書館長に御同行いただきまして、福田官房長官に中間報告の形で御報告を申し上げました。そのときに御報告いたしました状況を、簡単に委員の皆様方に御報告をさせていただきます。

今、申しましたように、7月28日に官邸におきまして江利川官房長、菊池館長とともに御報告をしたわけでございますが、官房長官には大変熱心に御報告をお聞きいただきました。全体について御了承をいただけたと思っておりますが、特に以下の諸点につきまして御関心があったというふうに受け止めております。それを以下に御紹介いたします。

まず立法府と司法府との関係に大変御興味を持たれましたので、私ども報告からも明らかのように立法府、司法府の文書も国立公文書館に移管できる仕組みが既につくられておりますが、各事務局が文書そのものをそれぞれに保存しているという状況にある。それで、国立公文書館の移管対象といいますが、移管交渉の対象は行政府だけでなくて立法府、司法府との連携も必要である。今後それを広めていきたいというふうに御説明申し上げましたところ、大変難しい点多々あるだろうけれども、何かしなければいけませんねという御認識が示されております。

それから、今後の体制整備について御質問がございました。すなわち、それでは、具体的に何をやりますかという御質問がございました。それで、中間取りまとめの段階で直ちに対応すべき事項というものをまとめていただいておりますので、その中でできるものから実施していこうということを御報告致しました。特に今後はその中間書庫制度などについても具体的に検討を加えていきたいというふうに御報告をして御了承をいただいております。

それから、これは委員の先生方も御承知かもしれませんが、官房長官の方から自民党サイドでデジタルアーカイブについて大変関心が盛り上がっているということで、ちょうど我々の報告の前にその関係の資料が長官のお手元に届いていたようでございますが、その御指摘をいただきました。そして、公文書館というテーマは大変地味である。でも、公文書館文化、あるいは公文書館の活動そのものが大事であるから、それをわかりやすい形で一般に示す必要があるのではないだろうか。研究会報告、これは中間報告を元にして更に本報告が出てくるわけでありまして、その研究会報告の成果を何か年計画かで実現できないだろうかといったような御示唆もいただいております。

したがって、この研究会は、少し期間が長引いて、当初の予定では10月で一応最終報告書を出すということでございましたけれども、もう少し先まで延びるということを委員の先生方には御了承いただきたいと考えております。ごくごく簡単に御報告申し上げますと、そういうことでございます。また後ほど、何かこの件について御質問がございませ

たら、できる範囲でお答え申し上げたいと思います。

冒頭の報告は以上でございます。本日の会議の進め方について、これから御説明を申し上げたいと考えます。この中間取りまとめを急ぎよ7月28日に行った一番大きな眼目というのは、平成16年度の予算の概算要求に関連して報告を挙げておいた方がいいということであったわけです。それで、その概算要求にどのように中間取りまとめが盛り込まれていくのか。これを後ほど事務局から御報告をしていただきたいと思います。

今日はかなり盛りだくさんでございます。それに引き続きまして御案内のように来週からも諸外国における公文書館の実態調査にお出かけいただくということになっておりますので、今回の海外調査を実施するに当たりまして参考になります公文書館の制度と現状、これはお手元に資料の3番という形で配布されてございますが、これについて御説明をお聞きしたいと思います。

それから、同じく海外での調査に当たりまして、いろいろと各委員の御関心に基きまして実地の状況を見ていただく。それから、いろいろな御質問をいただいて情報を集めていただくということが必要になるわけでございます。その調査事項の案がお手元に本日配られておまして、資料の4の一部に入っておりますけれども、これにつきまして御検討をお願いしたいというふうに考えております。

本日は大体90分程度で会議を終了して、その後いろいろと視察についての連絡等があるようでございますから、そのために時間を空けておきたいと考えております。よろしく協力のほどをお願いいたします。

なお、申し遅れましたけれども、今日お手元に資料1から資料5までが配られていると思いますので御確認ください。

それでは、まず最初に事務局から中間取りまとめを踏まえた平成16年度予算の概算要求事項について御説明をお願いするわけでございますが、皆様方御案内のように事務局の前の宮城企画調整課長の後任として、この度、川口課長が御着任になりましたので御紹介をさせていただきます。

企画調整課長 8月の末に宮城の後任としまして着任いたしました川口でございます。事務局として一生懸命務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。それでは、引き続きましてお手元の資料に基づきまして概算要求事項についての御説明をお願いいたします。

企画調整課長 資料2でございます。簡単な資料でございますが、資料1の中間取りまとめを受けまして、まず内閣府の中で平成16年度に向けた内閣府の重点施策の調整をいたしました。その中で歴史資料として重要な公文書等を適切に保存、利用するため、公文書館制度の拡充・強化に着手するということが内閣府全体の重要施策として位置付けております。これを受けまして、重点施策の中でも特に重要だという趣旨は、官房長を始め我々があらゆる機会に説明をしているところでございます。

それを受けまして、予算概算要求でございます。資料2でございますけれども、大きく

分けますと、国立公文書館分と企画調整課分というものがございませう。中間取りまとめの資料のうち、今日の資料で言えば6ページから「直ちに対応すべき事項」というものがございませうが、6ページの左側あるいは8ページ、9ページといったところに御指摘いただいている分につきましては国立公文書館分ということで、国立公文書館には運営費交付金というものを政府から支出をしております。その運営費交付金の要求に当たりまして、御指摘の事項を新規の事業あるいは拡充すべき事業として位置付けまして、運営費交付金の要求をしております。運営費交付金自体は独立行政法人の方で工夫して使用するというようになっておりますけれども、この3つは主要な増額の事項というふうに位置付けられてございませう。

それから企画調整課、内閣府の方では制度の企画立案ということを担当することになっておりますので、本日の中間取りまとめであれば9ページの「直ちに対応すべき事項」の上2の検討事項、国立公文書館の閲覧・展示等の施設・設備の拡充あるいは中間書庫等とその管理責任体制の検討といった事項につきましては、引き続き御検討いただくべき事項でございませうので、こうした検討経費として1,400万円ほど要求をしております。以上が予算概算要求の概要でございませうが、今後主として主計局と議論をし、必要なものを認めていただいて政府決定にしていくということでございませう。以上でございませう。

それから、直接予算概算要求ではございませうけれども、中間取りまとめの5ページに各府省職員に対して歴史資料として重要な公文書等の移管の徹底を図るという指摘をいただいておりますが、本件につきましては私の着任する前から公文書館長に各省事務次官を順次訪問していただいておりますので、私も同行いたしましてトップダウンの方式でこの移管の必要性を説いているところでございませう。すべて終わっておりませうので引き続き努力したいと思っております。以上でございませう。

高山座長 ありがとうございます。私がうっかりいたしまして、申し遅れましたが、課長がリファアしていただきました資料1、これ自体はこの前、第4回の本研究会のときに御審議をいただいたものでございませうが、これにサマリーを付けて報告をしております。

対応策として「直ちに対応すべき事項」として今、川口課長の方から御報告をいただきましたように、重要な公文書等の移管の徹底、それから国立公文書館の施設設備の整備、それから3番目として専門職員の国際水準での養成、4番目でデジタルアーカイブへの対応、5番目で地方公文書館等との連携支援という、この5項目を報告をさせていただいたということです。これはちょっと順序が逆になりましたが、御報告を申し上げます。

特に館長の方から何か追加していただくことはございませうか。

国立公文書館長 お陰様で大変短時間の間に中間取りまとめを御提出いただきまして、先ほど座長からもお話がございましたように、座長から懇切に官房長官への御説明もいただきました。そういうことで、大変内閣府の内部で先ほど企画調整課長からもお話がありましたように、公文書館制度の充実・強化に関する施策というものを内閣府の中の重点施策ということでお決めいただきまして、非常に財政が厳しい中でございませうが、所要な要求をいただきました官房長、企画調整課長に大変御尽力いただきましたし、またこの

要求枠をお認めいただいた官房の会計課その他の皆さん方に大変公文書館としても感謝を申し上げているところでございます。

せっかく要求した枠でございますので、先ほど企画調整課長からも話がありましたように、財政当局あるいは関係方面の理解を得ながら、できるだけ有効な形で予算が年度末か年末に編成されるように努力してまいりたいと思っておりますし、私どももそういうことをお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

高山座長　そういうことで、我々研究会といたしましてもこの概算要求を少しでも認めていただけることを期待したいというふうに考えております。

それでは、引き続きまして事務局の方から諸外国における公文書館制度と現状について、これもお手元に既に資料が配られておりますけれども、これは海外視察があるということをお前提にしてつくられたものでございますので、これについての御説明をよろしくお願いたします。

企画調整課長　資料3でございます。ただいまから御説明するところは、むしろ資料4の御審議のための御参考という位置付けになるかと思っておりますが、海外出張の前でございますけれども、ホームページあるいは年報、パンフレット、あるいは今までの文書における蓄積等を一応整理したものでございまして、1ページめくっていただきますと下に書いてございますが、必ずしも十分確認できていないところもございまして、場合により、出張に行きますと少し古くなっているところもあるかと思っております。そういう意味で暫定的なものでございまして、国は御訪問いただく4か国と、それと同じような形で日本についてまとめますとどうなるかということをお参考までに付記したものでございます。それでは、ざっと御紹介をしたいと思います。

1ページ目は韓国でございます。韓国で公文書館に当たる組織は、政府記録保存所ですが、69年に発足しておりますが、法制は99年に公共機関記録物管理法というものなどができているということでございます。これは関係者の間では「韓国の記録文化ルネッサンス」とも呼ばれているということでございまして、本部はテジョンということでソウルの南、プサンの北西にあるということでございます。

公共機関記録物管理法ということで、公共機関の長に記録物の作成、管理、移管の義務等が課されておまして、記録物という概念で管理がなされているということでございます。記録物というのはここに書いてございませんが、法律第2条によりますと、公共機関が業務と関連して作成または受け付けた文書、図書、カード、図面、電子文書など、あらゆる形態の記録情報資料ということでございますので、ほぼ対応する概念かというふうに思われます。

中身を御紹介しますと、これは各国同様の整理をしておりますが、現用記録の管理につきましてこの法律で規定をしている。それから、政府記録保存所が現用記録の管理につきまして指導、監督をしているということでございます。記録物分類基準表というものが発

行されているようでございます。

次の2ページをお開きいただきますと、「移管システム」でございます。移管のシステムにつきましては旧、新と書いてございますけれども、直観的に言うと古いものというのは現在の日本のシステムに近いものではないかと思えます。それで、新しいものができているということでございます。99年以降、新しいものになっているということでございまして、古いものは30年あるいは永年保存というふうに分類された公文書につきましては文書作成以降、作成後10年を経過したところで政府記録保存所に移管するというシステムでございます。それが新しいものになりまして、新しいシステムの下で基本的には欧米並みの強い公文書管理体制ができたということでございます。各行政機関に中間書庫的な資料館を置くということでございまして、記録の管理保存を義務付け、記録の作成についても法律で規定するというところでございます。その結果、文書を作成し、2年を経過したものについては資料館の方に移していくというシステムができていたということでございます。

また、アーキビストの設置につきまして義務づけもなされておりまして、学校教育においては12大学院において専門プログラムが開講されている。それから、法に定める専門職員として認定されているということでございます。

「電子記録への対応」でございます。電子記録の移管システムを2004年から構築するというところでございます。

以上、法及び施行令に基づいてまとめてございますが、どうしてこういう法律ができたのかとか、法の運用の実態ですとか、そういうところはほとんどわかってございませんので、ここに書いてある以上のところは不明といえますが、詳細はわかっていないという状況でございます。

次に3ページでございますが、中国の国家档案局・中央档案館につきましてでございます。中国につきましては国家レベル、国レベルのものとしましては中央档案館というものが北京にございまして、それから党の歴史档案、建国後の中央政府各機関の档案を収集している。それから、第一歴史档案館が北京にあり、第二歴史档案館が南京にあるということでございます。

档案という概念でございますが、注で(1)の下のところを書いてございますが、档案とは過去及び現在の国家機構、社会組織及び個人が軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事することによって直接作成された国家及び社会にとって保存価値のある歴史記録であるというふうにされております。

それから、国家档案局は地方档案局・档案館を管轄しているということで、省あるいは市、県レベルには档案館が全国で3,902あるということでございますので、地方レベルでは相当別途それぞれあるということでございます。

それから、ここには書いてございませんが、専門の档案館というものが外交や軍、鉄道などについてそれぞれ档案館が別途存在するようでございます。

本件につきましても(2)で「現用記録の管理」ということで法で規定されておりまして、国家档案局が指導監督をしているというところまではわかっているわけですが、

例えばこの法制のところでも 87 年に档案法が制定され、96 年に修正されているということではございますが、どのように修正されて、なぜ修正されたのかというようなところまではよくわかっていないということでございますことと、そもそもこの歴史档案馆というようなところもかなり昔の歴史文書を保存しているということでもございますし、国家体制の違いもございますので、社会の中でどのように機能しているのかということはわかっていないということで、日本の公文書館と比べてどのように整理すべきかの位置付けは必ずしも明確ではないということです。ただ、法律上はかなり整備された制度になっているということでございます。

次に 4 ページをお開きいただきますと「移管システム」でございます。99 年の档案法実施方法と申しますから、法の施行規則のような、施行令のようなものかと思いますが、ここで保存価値のある保存文書の具体的範囲を明確化した。それから、保存文書の移管期限の明確化を図ったというふうにされております。

それから(4)の「アーキビストの資格・養成等」でございますけれども、学校教育においては大学等において専門職員を養成するというところで、35 の大学、24 の成人大学、50 の中等専門学校、更には 12 大学の修士課程があるということで相当整備されております。そのほかに、現職の職員の教育としてスタッフのトレーニングのシステムができています。これは国家档案局によってなされているということでございます。

それから、資格の方は初等、中級、高級の 5 段階に分かれているということでございます。

それから「電子記録への対応」でございます。電子記録管理原則というものを制定しているようでございますが、この原則規定自体、名前は承知しているわけですが、そのもの自体はまだ入手していない。日本の中にないないということございまして、内容もよくわからないということでございます。それが中国でございます。

次に 5 ページでございますが、アメリカでございます。ナショナル・アーカイブズ・アンド・レコーズ・アドミニストレーションということで 1934 年に発足、設立されておまして、大統領の直轄ということでございます。法制としましては連邦記録法が 1950 年にできているということでございますし、78 年に記録法ができて、84 年に国立公文書記録管理局法ができたということで整理されております。

組織としては本館がワシントン D.C. の中心部にある。ちょうど今月にリニューアルオープンいたしますので、御出張の際には中に入ることができると思います。それから、新館がカレッジパーク、メリーランド州にございます。それから、レコードセンターという中間書庫的なものが全国で 15 か所ございます。これは、連邦政府のためのレコードセンターが 15 か所あるということでございます。

1 ページおめくりいただきますと、6 ページにアメリカの州の地図が書いてございます。これは微妙に太線になっているところで管区が分かれているわけございまして、全国 10 地域に 15 か所あるということございまして、例えばカリフォルニアには 2 か所あるということございまして 15 か所ございます。グレーター・ワシントン・メトロポリタン・エ

リアということで、ワシントンD.C.とその周辺の州を合わせたところについてのレコードセンターがメリーランド州にあるということで、そこを御訪問いただくことにしております。

5ページにお戻りいただきますと、その他関連の組織といたしましては大統領図書館というものがございまして、フーバー大統領以降、ルーズベルト、トルーマン、アイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン、フォード、カーター、レーガン、ブッシュということで大統領図書館というものがございます。これは10か所ございます。

ただ、ニクソン、クリントンはちょっと宙ぶらりんでございまして、独立の図書館を発足するに至っていないということで、ウォーターゲート事件の影響かと思われまます。

その他、NARAの機能といたしまして、官報の発行をすとか補助金を授与するなど、さまざまな部門がございまして、その点、日本の公文書館の機能よりも広い機能があるかと思ひます。

それから、所蔵資料としましては外交、防衛、司法関係を含むということでございます。2ページおめぐりいただきまして7ページでございます。「連邦記録法」ということでございますが、連邦記録法につきましては連邦記録作成についての、いわば行政機関の文書管理についての一般法ではないかと思ひます。日本については該当するものが存在しないかと思ひますが、行政機関の長の義務と責任を定め、NARA長官に記録廃棄についての権限を付与しているということでございます。

「国立公文書記録管理局法」は1984年に設置されておりますが、これはNARAを独立させまして、長官を大統領から直接任命するということなどを決めたものでございます。

「現用記録の管理」でございまして、先ほどの15か所ございますレコードセンタープログラムがございまして、半現用の文書をNARAの施設に移動して保存するというでございまして、移動の時期はスケジュールに沿って定められている。それで、スケジュールについてはNARAの承認を得て決める必要がある。資料の所有権は原課にあるということでございます。この点については、既に御議論をいただいたのではないかとと思われまます。次に8ページの「移管システム」でございまして、連邦記録管理は第1次的には行政機関の長の任務でございますけれども、連邦記録の処分にはNARA長官の許可が必要ということでございます。この点も我が国と異なっているところでございます。

「記録の処分」についてのルールでございまして、レコードスケジュールというものをつくっているということですが、大きく2つに分かれているようでございます。各行政機関共通の一般的な記録、一般的な文書については、NARAが定める保存期間、移管等に関する一般的なルール、文書スケジュールというものがあつた。GRSということでございまして、これに従って行政機関で処分をしていくということでございまして。

ただ、GRSが適用できないような行政機関ごとの個別の記録につきましては、行政機関がどのような処分を行うかについて、すなわち永久保存として公文書館に移管すとか、あるいは一時保存をすとか、その後廃棄すとかといったことについて、NARA制定の処分許可申請書を作成し、これをNARAに提出するというで、NARA長官の許

可を得て記録を処分するということです。それで、最終的にはこれを廃棄する場合には官報で公示をするということをごさいます、これについて国民は不服を申し立てることも可能で、それについて訴訟を行うこともあるということをごさいます。

NARAから沖縄県公文書館に寄贈が決まっていた米国の沖縄統治関連の映像フィルムについて研究者が訴訟を起こしたという例もあるようをごさいます。ですから、廃棄する場合の官報公示と国民に対する不服申立ての制度があるということをごさいます。

それで、「記録の処分」について という制度があるわけですが、それを一般的にレコードスケジュールという形で反映をさせて、包括的なスケジュールを各機関が作成する。それをNARAの承認を得て具体的に記録ファイル名や作成時期、保存期間、中間書庫への移動時期、NARAへの移管時期等が定められるということをごさいます、各行政機関はこのスケジュールに基づき移管をしていくということです。あとは、一度これができますと、これを機械的に毎年適用していけばNARAの担当官などが替わっても問題はないということですが、ただ、法律の見直しですとか新しい事業の立上げなど、行政の方も動いておりますので、そのレコードスケジュールを年1回程度見直すということがなされているようをごさいます。

それから9ページをごさいます、**「アーキビストとしての資格・養成等」**につきましては、まず人事の採用のシステム、専門職といたしまして、米国の連邦の人事一般についていろいろな資格があるわけですが、その資格のうちGS-1420というのはアーキビストという資格のようをごさいます。それから、1421がアーカイブド・テクニシャンということをごさいます、2つ枠がありまして、このどちらかで対応をする。NARAでは後者の採用が多いということをごさいます。それから、議会図書館と協力して近代アーカイブズ学院というものを開校しているということをごさいます、アーキビストの養成学校というものはごさいません、養成は大学院が主体になっているということをごさいます。大学院は全国で30余り、図書館情報学科や歴史学科に専門のアーカイブ専門プログラムがあるということです。

それから、米国は基本的に専門職の団体がいろいろな職種についてごさいますけれども、アーカイブにおいてはソサエティ・オブ・アメリカン・アーキビストというものがごさいます、大学院レベルでの教育のガイドラインを出していたり、あるいは研修なども行っているということをごさいます。それから、民間非営利団体の方における資格認定制度もあるということをごさいます。

「電子記録への対応」をごさいます、**「エレクトロニック・レコーズ・アーカイブズ、ERAプロジェクト**というものに98年から着手しているということをごさいます。この内容の具体的内容は未確認であり、いまだによくわからないわけですが、その断片的な資料から見ますと、電子記録を電子媒体のまま数百年保存しようという構想のようをごさいます、永久保存と選別されたものをNARAに移管し、オリジナルとしての真正性を保ち、ハードウェア、ソフトウェアの制約を受けずにアクセス可能な状態を継続させようという考え方のようをごさいます。2007年に試行システムの完成を目指すということ、現

在まだ途中段階のもののようにございますが、こういうプロジェクトが動いているということでございます。

次にカナダでございますが、カナダ国立公文書館でございます。設立は1872年ということでございます。随分古いということで、所管も文化遺産省ということでございます。法制はカナダ国立公文書館法ということで87年からございます。本館はオタワにございまして、そのほかにガティーノ保存センターというものがございます。ガティーノ保存センターというのはどうも文書というよりは絵画とか写真、フィルムなどを保存しているところに特徴があるようでございます。レコードセンターとして8か所、中間書庫的なものがあるということでございます。

それから特徴的なことは、2002年の9月に国立公文書館と国立図書館の統合計画が発表されたということございまして、2003年、今年になりまして国立公文書館図書館法の草案が出されたということでございます。文化遺産省で行っているということで、いろいろ系図を調べるとか、切手コレクションとか、そういうような業務も関連業務として位置付けられているようでございます。

10ページの下の方で「カナダ国立公文書館法」でございますが、国立公文書館は国家にとって重要な公文書だけではなくて私文書の保存、公開なども行っている。歴史資料として重要な私文書も積極的に収集している点に特徴がございます。

11ページをおめくりいただきますと「現用記録の管理」でございます。レコードセンターが国内に8か所あるということでございますが、政府機関の記録が半現用になった段階で国内8か所のレコードセンターに移すことができるということございまして、移動の時期はスケジュールが定められておまして、レコードセンターは政府機関に変わって記録の保存、永年保存記録の選別、保存期間満了記録の廃棄等を行うということでございます。それから、一部電子資料についてはバックアップコピーの作成も実施するということであります。研修プログラムも実施しているようでございます。

「移管システム」でございますが、カナダの特徴ということでマクロ評価選別機能分析法ということで、行政機関の組織を徹底的に調査研究し、組織とその機能、業務内容を重視した評価選別システムをとっているということです。それから、カナダにおきましても政府機関記録の処分には国立公文書館の許可が必要となっているということでもあります。12ページでございますが、「記録の処分」につきましてです。少しアメリカに似たところがあるようにも思いますが、どう違うのか必ずしもよくわかりませんが、各行政機関共通の一般的な記録については個別処分承認の繁雑さを避けるということで、国立公文書館が政府機関に与える保存期間処分に関する機能別の処分権限書、M I D Aということですが、マルチ・インスティテューショナル・ディスポジション・オーソリティーズに基づいて行政機関で処分をするということでもあります。ですから、これにのっとっている限りは個別の公文書館の許可が必要にならないということでございます。

行政機関ごとの個別の記録につきましては多年度処分経過を策定して、その中で国立公文書館と協議をして固有の記録についての権限書を定め、承認を受けるということござ

います。それから、保存期間満了後のものについては国立公文書館と行政機関の記録管理担当者間で協議をして合意書を取り交わすということで、公文書館の定めた容器に入れて公文書館に移管するということでもあります。

それから、「アーキビストの資格・養成等」については専門職として採用している。それから、アーキビスト養成は大学院が主体ということでございますが、バンクーバーにあるブリティッシュ・コロンビア大学には北米で唯一のアーカイブズ学修士号というものが得られる専門課程があるということでもあります。

「電子記録への対応」でございますが、これについても詳細は把握しておりませんが、電子記録を視野に入れた評価選別システムを構築しているようでございますし、ガティーン保存センターの方で専門的研究が行われているようでございます。

以降、13 ページは日本でございますので既に御議論いただいているものかと思いますが、外国との比較で言えば13 ページの(2)の「現用文書の管理」の(b)のところ、諸外国の文書管理法に相当する文書管理を直接統制する法令は存在しない。現用文書の管理について監督、指導する機関は存在しない。文書廃棄をする場合の審査・承認機関は存在しないということになるかと思えます。

それから、14 ページでございます。移管システムについては(a)(b)とございますが、移管文書の決定権限が国立公文書館にないということになるかと思えます。それから、専門職員の養成システムが確立していない。

それから、「電子文書への対応」としては、電子文書の移管、保存に関する方針、手法はまだ確立していないということになるかと思えます。

以上でございます。

高山座長 どうもありがとうございました。非常に新しい情報が幾つも入っておりますが、この会にお集まりの各委員の皆様方は、それぞれにまたここに挙がっております韓国、中国、アメリカ、カナダの各アーカイブズと個別に関係も持っておられるかと思えます。それで、何か補足してこの新しいところはこうなっているんだということがございましたら、その知見というものを共有させていただきたいと思えますので、補足していただける方がどなたかおいででしたら御発言いただくとありがたいのですが、いかがでございましょうか。

国立公文書館館長 一言だけ言いますと、3 ページの中国の档案馆でございますけれども、これは今、御説明の中であつたかもしれません。私が聞き逃しただけなのかもしれませんが、国家档案局の局長と中央档案馆の館長は同じ人でございまして、国家档案局長が中央档案馆長を兼ねているという状況になっております。ですから、ある意味で言いますと行政のトップと中央の档案馆は同一の系列に入っているということがございます。

高山座長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでございましょうか。

それでは、また後から何かお気づきでしたら補足をしていただきたいと思います。今、御説明をいただいたような非常に興味のある文書館、アーカイブを御見学あるいは御訪問いただくことになるわけでございますが、そこで一体どういう問題を中心にして調査をし

ていただくかということにつきまして、引き続きまして事務局の方から「海外調査訪問先及び調査事項(案)」というものが資料の4番にございますので、これについて引き続きよろしくお願いいたします。

企画調整課長 資料の4でございますが、委員の先生の御日程を調整いたしまして、2つのチームに分かれていただいで御出張いただくということでございます。韓国、中国につきましては小谷、加藤委員をお願いしておりますが、9月15日に出発して19日までの御日程でございます。訪問先といたしましては、ソウル政府記録保存所閲覧所、テジョンの政府記録保存所本所ということ、それから北京の中国国家档案局、第一歴史档案馆、北京市档案馆ということで調整を進めております。

アメリカ、カナダにつきましては29日に出発いたしまして4日までということでございますが、アメリカ、ワシントンD.C.のNARAの本館、それからメリーランド州カレッジパークにありますNARAの新館、この本館と新館の分担関係も必ずしも明確ではございませんので、両方アポイントメントを取った上で調査をいただく。それから、中間書庫的なものになります地域の代表例としてワシントンレコードセンターということでございます。カナダにつきましては、カナダ国立公文書館ということでございます。アメリカの方には高山座長、後藤座長代理、三宅委員、山田委員に御出張をお願いしております。それから、内閣府の方からも私と八巻補佐が分担をして同行させていただきます。

1ページおめくりいただきますと「共通質問事項」というところがございます。この質問書の意義付けですが、あらかじめ先方に渡してできるだけ翻訳いたしまして、今日の御議論を経て、これを修正したものを先方に事前に渡しておいて、できるだけこれに沿った質問をお願いするということと、先方から説明漏れがあればその点をお聞きいただくということでございます。

最初は「共通質問事項」ということで一般的なことを整理しております。概要は施設、組織、法制、所蔵資料等についてということでございます。

それから、「現用記録管理」について公文書館の権限と関与、各行政機関の文書管理規則と公文書館の関係、文書管理担当者への研修、教材、情報公開法の影響ということでございます。

それから「移管システム」でございますが、その概要と資料移管の年間スケジュール、保存廃棄の具体的な手順、それから司法、立法機関の公文書館の扱い、これにつきましてはそもそも当該機関で扱っているのか、あるいは特別な行政機関と別の扱いをしているのかどうかというようなことを含んでおります。外交、防衛についても同様でございます。それから「職員および外部アーキビストの教育」ということで、数、職制、学歴、研修スタッフ、トレーニング、教材、養成教育、養成プロセス、専門職団体との関係。

5)は「利用者サービス」ということでございます。資料の公開制限で、どのようなものを見せないかというようなことです。

それから、「地方公文書館、国の機関、民間の公文書館との連携」。

7)は「デジタルアーカイブの現状と今後の計画」、「電子文書の保存対策」、「国民に対す

る公文書館制度のアピールのしかた」ということでございます。

国別への具体的な問いでございますが、韓国については公共機関記録物管理法、99年版について概要、内容、それから制定の背景、法律の施行状況、それから資料館の機能、韓国の中間書庫に当たるのではないかとされます資料館についての機能、それから新館の建設計画。

中国については、档案局と档案馆の関係。国の機関や党の記録がどの档案馆に移管されるのか。それから、全国にたくさんあります档案馆の役割分担、相互関係、省・自治区・直轄市レベルの档案局が行う、国以外の集団及び個人が所蔵する档案の評価選別基準。それから、目録の記述について基準があるのか。あるいは、その標準があるのかということと国際標準との関係などというものが考えられるのではないかと。

それから、アメリカにつきましては国立公文書記録管理局ですが、新館と旧館とのどちらにこういう全般的な制度に関する部分があるのかわかりませんが、立法公文書センターの機能、保存年限基準表の決め方、本館改築の概要、趣旨、新展示、これはリニューアルしたばかりでございますから、その内容。それから、職員の組織別人数構成というものは、先ほど申し上げました官報の発行とか補助金を出すとかという部分もこの4,000人とかという人数に含まれているような感じもいたしますので、日本の公文書館、諸外国の公文書館に当たる部分について言えばどのくらいなのかといった観点もあろうかと思えます。

それから、州立のものとの関係。それから、先ほどのERAプロジェクトの詳細と今後の展望。実施主体、基本的な考え方及び計画、特にマイグレーションの問題などがあるかと思えます。ここにつきましては、特に座長から御指摘をいただいたところでございます。デジタル情報化が進展する中で、今後議会図書館との関係はどうなるのかということでございます。

カナダにつきましては、まさに両者の合併についてその背景といった問題。カナダジニオロギーセンターというものが合わせてあるようですが、どのような内容なのか。それから、外部から収集する資料の収集基準といったものが考えられるのではないかとということで、ほぼ考えられるものを網羅的にすべて書いたという感じがありますので、御議論いただいて重点づけを是非お願いいただければと思えます。

高山座長 ありがとうございます。今、課長からお話ございましたように、これから具体的に訪問するに当たって共通の質問事項、それから国別にそれぞれちょっと特徴を持たせた形で質問事項を考えていただいたわけでございますが、それぞれの国、それぞれの訪問先のアーカイブズを想定していただいて、あるいは今後のこの研究会としていろいろこういう情報は持っていなければいけないという問題を考えたときに、これに加えて、あるいはここに挙がっている事項の中でこういう側面について深く調べておかなければいけないのではないかとのお考えがおりますので、ひとつそれをお聞かせいただきたいと考えております。この質問事項を練り上げるというのが今日の主たるテーマでございますので、これから皆さん方の活発な御意見をちょうだいしたいと思っておりますが、

いかがでございましょうか。

先ほどの地域、どの国にどの委員の方に行っていたかという御説明が課長の方からございましたけれども、それで明らかなように、実は加賀美委員が今回大変残念なんです、御参加いただけない。これには実は理由がございまして、徳川夢声市民賞という大変名誉ある賞を御受賞になりまして、その授賞式のために御参加いただけないというふうに伺っております。そういうことで、特に加賀美委員からこういうことを調べてこいという御下命がございましたら、どこまで御期待にこたえられるかどうかわかりませんが。

加賀美委員 本当に残念で、いろいろお考えくださったんですけども、結果的に行けなくなりました。ひたすらお帰りをお待ちして皆さんの視察の結果を伺うのを楽しみにしています。韓国と中国は最初からスケジュール的に無理でした。中国の場合には本当に大変な量でありまして、中国の物の考え方の基本をやはり知りたいです。数字とか状況はわかると思うんですが、記録、保存、保管、活用と、物の考え方の基本を知りたいです。

それから、参考として私が個人的に伺いたいのは、例えば中国などには日本のものがどれほどあるのか、また、私たちは放送で番組をつくっていると、テーマによっては日本に無いためにアメリカの公文書館にしばしば行きます。どれくらい日本のものがあるのか本当に行ってみたいんです。そのことも是非調べていただきたいと思います。

高山座長 ありがとうございます。今の御指摘の1つは文章を保存していく、あるいは記録物を保存していくというアーカイブズの機能に対する考え方、これはそれぞれの国にそれぞれの文化があって、そこである考え方が根付いてアーカイブズが活動する。これは訪問するそれぞれの国で、我々は短い期間ですから果たしてどこまでつかめるかわかりませんが、可能な限り把握してみたいというふうに考えております。

それからもう一つおっしゃられた、それでは日本のものを各国でどれくらい持っているんだろうか。今回の我々の研究会の発端になりました、官房長官がおっしゃいました地元のものを日本国内よりもアメリカの国立公文書館に行って探した方がよくわかるという事態ですね。これがどの程度あるのかということ、アメリカ以外のところでもやはりずっと見ていきたいということがございます。

それと、どうでしょうか。加賀美委員が前から盛んに言っておられましたけれども、今回国立公文書館の系統へ行くわけでございますが、当然御関心の映像など、あるいは放送ということになるのかもしれませんが、放送番組あるいはその具体的な形での映像とか、それから音関係ですね。そういったものも少しでも見て来たいというふうには思っております。ほかの委員の方、いかがでございますか。

加藤委員 中間報告の研究会に欠席してしまい失礼しました。中間報告の取りまとめの6ページ、また先ほど企画調整課長からの御報告にもありましたが、「直ちに対応すべき事項」の中に、大学院や国立史料館でなされているカリキュラムとの相互互換についてふれられています。大学院でのアーキビスト教育と、公文書館でやる研修と、そのすり合わせの実態が各国でどのようにやられているのかというのはかなり大きな調査課題だと思いま

す。

国立史料館の安藤正人さんなどから書いたものや史料を見せていただいたりしたんですが、中国では中国人民大学档案学院というようなかなり専門の教育、アーキビストの教育養成の専門の大学院があるそうです。ですから、このような档案学院における養成システムと、現在公文書館がなさっている現職教育、スタッフトレーニングというような3か月研修というもののすり合わせというんでしょうか、中国ではかなり規模が大きいようですが、どう具体的に なされているかということにつき詳しく知りたいと思います。

それに対して、韓国などではどちらかと言えば民間の韓国記録管理研究院というんでしょうか、これは大学院なのか、ちょっとわかりませんが、こういうところが専門プログラムを開講していて、ここには言及がないんですけども、では現職の研修という形でのトレーニングは韓国ではどうなっているのか。そのすり合わせの具体像というのを伺いたいと思います。

あともう一点だけ申し上げますと、この中間取りまとめの方でも中間書庫の設置ということが展望されていて非常に重要だと思うんですが、私が実際にアメリカで公文書館の資料を見ていまして困りますのは、withdrawal notice というのがぱかっと入っていることです。つまり、ある文書はある省庁からの要請で引き揚げられてしまってなくなっているんです。それは結構重要な問題になりそうな資料において多い印象があります。中間書庫などの場合、アメリカの例にも書いてありますが、24時間以内にもし各省庁から要求があれば、書庫から配送する体制がその中間書庫には整えてられていて、それは実際に各省庁が現行のお仕事をなさるときに必要なこともあるかと思いますが。

ただ、それをやりますと、重要な資料がその中間書庫というところにあるときに抜かれてしまうというおそれがあります。ですから、複製をどうつくるかという体制整備なども必要だと思いますので、その中間書庫の非常に細かい運営実態というんでしょうか、それを例えばアメリカなどで聞いてくる必要があるのではないかと思います。私の伺いたいことはこの2点です。どうもありがとうございました。

高山座長 ありがとうございました。教育の問題、特に大学院と現職研修というものを通じて非常にレベルの高いアーキビストが活躍できる環境をつくっておられる。各国ともそうなっているかと思います。特に専門職制度あるいは専門職養成というものがある程度社会的に歴史的な経緯を持っているアメリカあるいはカナダというようなところは、それはそれとして、中国あるいは日本とある面で近いと思っているのが実は間違いなのかもしれませんが、韓国などの場合に大学での教育と、それから現職者の研修という問題がどのようにきちんと機能し合って、レベルの高いアーキビストの維持につながるのかということこそ是非見ていただければと思っておりますが、何かこの件に関して後藤先生の方に全史料協が何かから申入れはきておりますか。

後藤委員 全史料協は今までのいろいろな活動をされたし、いろいろな意見も出されてきているし、ホームページも見ているだろうから、何か言いたいことがあったら言ったらどうですかというお誘いはしたんですが、全史料協として機関でまとめて何か意見を言うとい

うのは難しいとか、今いろいろと議論をしているみたいです。

高山座長 私のところへも申入書が1つ出てきたんですけども、全体のものかなということをよく見ましたらそうではなくて、あるグループという形で出ておりますので、まだあちらでもんでおられるという状況のようです。

後藤委員 まとまったら機関として何か御意見を出してくださっても結構だし、それができなくて有志で何か言いたいグループがいれば、それはそれでどうぞ、正規のパブリックコメントということではないですけども、これまでこの世界で苦勞をしてきた方々で言いたいことがあれば言っていただけませんかというお誘いはしてあります。

高山座長 あとは、現用記録については記録管理の分野の人たちにも私は同じように、意見を出して欲しいと注文を投げ掛けてありますが、これから恐らく出てくるのであろうと考えております。

後藤委員 私は今度は中国と韓国には行きませんが、中国は1996年だったと思いますけれども、ICAの北京大会があったときに行って、事務局も全部中国がやってくさったわけですが、見学したところで非常に印象に残ったのは北京市の档案館に行きました。ここでは、都市档案と言っていました、都市開発とか再開発とか、北京市のまちづくりの関係資料も非常にきちんと整理されておまして、それは写真とか映像とか図面とか、そういうものも入ってありました。

それから、ともかく中国の档案というのは市民にとってみると戸籍のお化けみたいなもので、要するに個人記録の集合体なんです。それで、結婚だとか就職だとか異動だとか、そういう度に档案館に行かなければいけないということで、絶えず市民が行って、それで自分の個人記録を見ているという仕組みなんです。その辺は多分、今度見る機会があると思いますけれども、ちょっと日本と違う中国独特の仕組みがあります。

それから、科学技術档案というものがあまして、例えばアメリカのNASAに当たるような航空宇宙関係の機関に行きました。そこはそこで立派な档案館を持っているんです。そういうふうに非常に広い範囲で文献資料、図面、写真記録とか、そういうものを収集して保存しているという実態をつかんで来る事が出来るんじゃないかと思います。

高山座長 私は浅学で何も知らないんですけども、中国の場合はもちろん行政というような問題については昔からそういう体制はでき上がっていたと思うんですが、そういう科学技術とか個人の日常生活、戸籍等々、そういったものもやはり古くからこの档案館制度という制度は根付いていると言えるのでしょうか。

後藤委員 そういう感じがしますね。

それから、韓国は2000年に、ちょうどこの記録物管理法ができた後に行ったんですが、テジョンに行きましたけれども、そこで印象的だったのは1つはいろいろな紙の媒体の記録とか、それから写真とか、映画のフィルムとか、そういうもののデジタル化を非常に精力的に進めておまして、サムソンが採算を度外視して国立公文書館に最新の技術を投入してどんどんデジタル化をやっている。これはすごい迫力でした。

それからもう一つ、日本の記録が残っています。それも見せてもらえると思いますけれ

ども、行く価値が大変あるのではないかと考えています。その後のことも、本当は今度も見たいんですけども。

高山座長 ありがとうございます。私は自分も行けないのにこんなことを言っただけではないんですが、本当は各委員の皆様方に4か国全部見てもらえるとよかったと思うんですけども、お忙しい方々ですからそれは無理だと思いますので、見てきた後に先ほど皆さんがおっしゃっておられますように、それぞれに得られた情報を共有したいと思っています。

ほかの先生方、いかがでございましょうか。

三宅委員 中間書庫の取扱いで、これから日本で中間書庫的構想を実現するとしたときに、文書管理的なものを根拠法にするのか、それとも別のもので行くのかというのは、ちょっと私もまだ頭の中が整理されていないので、多分現用記録の管理か、移管システムという共通質問事項の中のどこかに入るんだと思うんですが、中間書庫の法令上の根拠というんでしょうか、その辺を少し各国共通の事項として特に掲げていただければと思います。

それから、特に韓国は公共機関記録物管理法というのが1999年の制定ということですが、情報公開法が直前、1996年の末にたしか制定されていて98年から運用されているんです。だから、多分情報公開法との関係が特別に密なんじゃないかと思います。日本の場合は情報公開法と文書管理についての施行令という関係になって、何がしかの保存年限等が施行令で定まりましたが、韓国の場合は多分それが法律的なものになったんじゃないかと思いますので、特に制定の背景のところでは情報公開法との関係のお話等をお伺いできれば、日本の場合と韓国の場合の違いみたいなものがもう少し鮮明になるのかと思います。

同じく、電子記録の移管システムは今、具体的なお話がありました。多分法律の施行状況の中でかなり電子記録についての取扱いが熱心だと思いますので、その辺りは例示的に書き込んでいただければ効率がいいお話が聞けるのかと思ひまして、私も韓国は情報公開法の調査で何回か行ったことがあるんですが、記録物管理法の調査で行ったことがないので、是非その辺りをお願いしたいと思います。

それから、アメリカのデジタル情報化が進展する中での今後の議会図書館との関係ですが、こここのところできましたら連邦裁判所との関係も少し入れておいていただいて、実際に行くのは文書記録管理局の方だと思いますけれども、どのような関係があるのか、またないのか。独自に裁判所はどのようなことをしているのかということも含めて調査できれば、司法の方との関わりも明らかになると思います。

それから、カナダの場合に外部から収集する資料の収集基準ということですが、先ほどの御報告を承ると、移管実行の際、国立公文書館と行政機関の間で合意書を取り交わすという御説明があったんですが、収集の基準というのは一律の一方的な基準なのか。その具体化の際に双方で合意をするのか。今の国立公文書館の運用だと、先ほどお話があったように事務次官さんのところに行っているいろいろなお願いをして協議の上というような条項になっていますけれども、その辺りは運用として協議の上で適切にできるのか。もう少

しカナダなどの参考例はわかりませんが、合意書を取り交わすというのは具体的にどういうものなのか。収集基準の具体的な内容の中での一律の基準や双方の合意の内容みたいなものが少しわかるとありがたいと思ひまして、是非調べたいと思ひていますので願ひします。

高山座長 ありがとうございます。素人で法律のことをわかっていないので三宅先生に伺ひますが、アメリカでは情報自由法と何かとの関係というようなことをもう少し突っ込む必要はありませんでしょうか。

三宅委員 これは共通質問事項の中に入っているのかなと思ひたんですが、どうでしょうか。現用記録管理の4番に挙がってはいるんですが、連邦記録法とか、国立公文書館記録管理局法とか、この辺りはこういうものがベースになって電子情報公開法と言うんですが、1996年に情報自由法が改正されて、電子情報を積極的に公開するというシステムに対応して、最近では情報公開の請求をするよりも随分ホームページで積極的に文書を搭載して開示していくという方向なんです。

ですから、多分電子情報の取扱いを文書の保存という関係でどうするのかという関係が密なものとして出てくるのではないかと思ひてはいるんですけども、その辺は共通事項の(2)でいいのか。それとも、立法公文書センターの機能とか保存年限基準表の決め方といったときに、こういうものが連邦記録法や国立公文書館記録管理局法と情報自由法、特に1996年改正との関係とか、その辺りで少し例示しておいたら、もう少しデジタル化された情報の記録保存についての特別の何がしかのサゼスションは得られるかもしれないと思ひます。

高山座長 ありがとうございます。

後藤委員 情報公開法の関係で言えば、アメリカでは情報の秘密指定ですね、公開しない秘密指定について大統領の命令でできるわけですが、その秘密指定を解除して今度公開するというふうなときに、アメリカの国立公文書館長がかなり重要な役割を果たしているようなんです。その辺りは日本でも少し伝わってきているかと思ひますけれども、もう一度新しいところを調べてみる価値はあると思ひます。

高山座長 秘密の指定というのは、ある面では情報公開の一番基本に関わるころだと思ひんですが、これについてはアメリカだけではなくてほかの国についても聞いておいていただく必要はあるんでしょうね。

後藤委員 カナダなどはまた独特の仕組みがあるようです。

高山座長 あるものが秘密に指定される。それによって安心して移管できる。また、ずっと秘密のままではなくて、ある権限を持った方が手続上きちんとその秘密を解くことができる。これが文書管理の基本だろうと思ひますので、それは各国共通の質問事項の中でどこか入れておきたいというふうを考えます。

ほかにかがでございませうか。小谷先生、山田先生、何かございませうか。

小谷委員 特に結構でございませう。

山田委員 私は、そもそも諸外国の公文書館制度についての基本的な知識を有しないも

のですから、ここで共通事項として挙げていただいた程度のお話をまずきちんと理解しなくては行けないのかなというふうには考えているわけですが、特に移管システムの問題で言いますと、実際に移管システムがどのように動くのかということですね。制度は制度として幾らでもルールとして書くことはできるんですけども、その移管制度を動かすだけのリソースといいますか、人的リソースなどというのは一体どういうふうにして整備されているのかというような点などは、現場に行ってみないとどうにもならないことかなと考えております。

高山座長 ありがとうございます。ほかには特にございませんでしょうか。それぞれの国がそれぞれの特徴を持っておりますので、共通の質問事項に加えて、お手元の資料4に書かれているようなことを中心にして、それぞれの国のできるだけ多くの情報を得ていきたいというふうに考えております。これから先、当日にその場でまた説明を受けておきますと新たな疑問も出てくるかと思っておりますので、そのときはそれぞれの委員の方にその場でよろしくお願いをしたいと存じます。

本当にいろいろな貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今いただいた御意見を基にいたしまして、事務局の方で多少修正をさせていただいて、御出発までにきちんと整えさせていただきたいと思っております。

当然のことですが、実り多い視察にしなければいけないわけですが、かなり強行なスケジュールでもございますので、ひとつ体調にも気をつけられて、また意見の交換ができることを期待したいということで、一応本日のメインのテーマというのは終了させていただきたいと思っております。

それはそれといたしまして、毎度のことですが、本日の御討議いただきました結果につきましてもウェブ上で公開をさせていただくとともに、速記録ができ上がり次第、皆様方のお手元にお配りいたしますので、お目を通し頂き、御訂正いただくこと、それから御参照いただくこと、両方にお使いいただければというふうに考えております。

普通ですとここで次回の日程ということになるんですが、海外の調査結果を突き合わせるということでございますので、その調査報告をお願いすることを中心に次回の研究会を持ちたいというふうに考えております。

そこでお諮りしたいのですが、10月27日の午前、もしくは10月31日の午後ということで開催をしたいというふうに事務局側は考えておりますが、各委員の皆様方の御都合をお諮りしたいと存じます。いかがでございましょうか。10月27日といいますのは月曜日でございます、午前10時から12時くらいまで、31日というのは金曜日でございます。これはいつものとおり午後4時からということで、もし御都合の悪い方がいらっしゃいましたら。

加賀美委員 私は31日はだめなので、27日でしたら。

高山座長 27日の午前10時でいかがでございましょうか。

それでは、次回は10月27日の午前10時からということで、このときに両グループの韓国・中国グループと、それからアメリカ・カナダグループの調査報告をお互いに行っていた

だきまして、その結果を共有したいというふうに存じます。場所につきましては、これまで事務局の方から追って御案内を差し上げたいと考えております。

極めて今日はいろいろな問題がありまして、どんどん進行上進めさせていただいたんですが、御協力いただきましてありがとうございました。